

東京都立府中西高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 教員の指導力の向上と組織的対応の確立
 - ・学校一丸となって取り組む
- (2) 生徒からの声を確実に受け止め、生徒を守り通す
 - ・被害の生徒を守る
- (3) いじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり
いじめを生まない、許さない学校づくり
 - ・いじめに関する生徒の理解を深める
 - ・生徒の取り組みを支える
 - ・周囲の生徒に働きかける
- (4) 保護者・地域・関係機関との連携した取り組み
 - ・地域社会総がかりで取り組む

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ防止対策推進法第三条の基本理念にのっとり府中西高等学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、府中西高等学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・東京都教育委員会等と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた対策に関する検討及び実施

ウ 会議

- ・月に一回程度開催する。

エ 委員構成

校長・副校長・生徒部主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校いじ

め対策委員会を支援する組織として設置することを目的とする。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ対策委員会の所掌事項に関する支援
- ・東京都教育委員会、関係機関との連絡・調整

ウ 会議

- ・必要に応じて開催する。

エ 委員構成

校長・副校長・主幹教諭・人権擁護委員・警察職員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学校いじめ対策委員会の設置

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校サポートチームの設置

イ 学級担任による問題を抱えた生徒への積極的な働きかけ

ウ いじめに関する研修の実施

エ 「いじめに関する授業」の実施

オ 保護者会、PTAなどを通じた家庭との緊密な連携・協力

カ 年3回のいじめ防止アンケートの実施

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーによる全員面接計画

イ 定期的な個人面談計画

ウ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察計画

校門・自転車駐輪場における登校時の生徒との挨拶と共に生徒の様子観察の実施

エ 保健室・スクールカウンセラー相談室の利用・相談体制の整備

オ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- ・把握した情報に基づく対応方針の策定

イ 被害生徒・加害生徒・周囲の生徒への取り組み

- ・被害生徒・その保護者に対するスクールカウンセラーを活用したケア
- ・加害生徒に対する組織的・継続的な観察・生活指導

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護・ケア

- ・被害生徒に対する複数教員による保護
- ・スクールカウンセラーによるケア

イ 加害生徒への働きかけ

- ・別室での学習の実施
- ・特別指導・自宅謹慎

ウ 東京都教育委員会との連携

- ・東京都教育委員会への報告と連携
- ・東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

エ 保護者との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会開催
- ・PTA との連携

オ いじめ防止対策推進法に基づく対応

5 教職員研修計画

- (1) 「いじめ総合対策【第2次】実践プログラム編」を活用した研修を年3回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 必要に応じて、いじめ対策保護者会を実施
- (2) PTAの活用
- (3) 民生委員等との連携

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 府中警察署のスクールサポーターとの連携
- (2) 府中多摩児童相談所、東京都教育相談センターとの連携

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) アンケートによるいじめ防止等に関する学校評価等の分析と考察
- (2) 学校運営連絡協議会への報告及び協議